

## さいたま市告示第 1 4 2 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、さいたま都市計画道路を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

さいたま市

上記代表者    さいたま市長    清   水   勇   人

### 1    都市計画の種類及び名称

- （1） 種類    さいたま都市計画道路
- （2） 名称    3・1・7 号外環状道路、3・4・2 3 号中山道、3・5・1 5 3 号辻東通り線

### 2    都市計画を定める土地の区域

- （1） 3・1・7 号外環状道路

ア    追加する土地の区域

なし

イ    削除する土地の区域

さいたま市南区辻 2 丁目、辻 7 丁目及び辻 8 丁目の各一部

- （2） 3・4・2 3 号中山道

ア    追加する土地の区域

なし

イ    削除する土地の区域

さいたま市南区辻 2 丁目、辻 3 丁目、辻 5 丁目及び辻 7 丁目並びに辻 8 丁目の各一部

- （3） 3・5・1 5 3 号辻東通り線

ア    追加する土地の区域

さいたま市南区辻 2 丁目、辻 7 丁目及び辻 8 丁目の各一部

イ    削除する土地の区域

なし

### 3    都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

### 4    連絡先

- （1） 担当    さいたま市役所都市局都市計画部都市計画課都市施設係
- （2） 電話    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 4 0 4